

■平成25年度「第3次男女共同参画行動計画」に関する推進状況(活動指標)
(計画年度:平成25年度～平成29年度)

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識が定着した社会の実現

施策の方向1 性別による固定的な役割分担や慣行の見直し

・「達成状況」については、目標値に対し、9割以上達成は「◎」、7割以上9割未満は「○」、7割未満は「△」、未実施は「未」で表す。

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	目標・実績							達成状況	特記事項 課題と今後の対応	
						活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度	28年度			29年度
1	●	男女共同参画意識の醸成	継続	①男女共同参画推進講座等の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	・講座等の実施回数 ・受講者数	・20回 ・計800人	・20回 ・計800人	・33回 ・計1,921人					◎	より多くの市民に、男女共同参画について啓発する必要があるため、今後とも、社会情勢等を調査研究し、効果的に意識の醸成が図られる内容の講座を実施する。
			継続	②啓発コンクールの実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成に資する作品(標語、4コマまんが等)を募集し、コンクールを開催する。また、優秀作品を各種広報に活用することにより、市民の理解と積極的な取組を促進する。	・応募作品数(標語) ・応募作品数(4コマまんが)	・1,000点 ・100点	・1,000点 ・50点	・2,274点 ・59点					◎	応募者の確保や、市民への意識啓発のための入賞作品の効果的な活用等を図り、引き続き実施する。
2		男女共同参画についての広報・啓発活動	継続	①広報紙(特集号)による情報発信	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、多くの市民の目に触れる媒体を活用し、重点的・集中的に情報発信する。	・掲載回数	・年4回	・年4回	・年4回					◎	広報紙は広く市民に周知できる有効な広報媒体であることから、引き続き、啓発推進月間を活用して情報を発信していく。
			継続	②男女共同参画推進週間・月間を活用した広報・啓発	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、平成8年10月に開催した「日本女性会議'96うつつのみや」を記念して、その月を推進月間とし、男女共同参画に関する主体的な取組を重点的、集中的に実施する。(パネル展等のイベント、広報活動、その他、期間中に実施する事業)	・啓発事業の実施回数	・7回	・7回	・7回					◎	推進週間・月間の活用は、本市の主体的な取組を重点的に広報・啓発できることから、引き続き、市民が興味・関心のある内容やテーマにより効果的に実施していく。
			拡充	③子ども向け啓発パンフレット「かがやき」の作成・配布	基本的な人間性や社会性を身に着ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、子ども向け啓発パンフレットを作成する。	・作成部数	・5,500部	・5,500部	・5,500部					◎	約5割の学校で授業や宿題等で活用していることから、さらに多くの学校での活用も視野に周知を図る。
			拡充	④情報誌「ぱーとなーしゅぷ」の発行	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターで活動する団体などについて、広く市民に周知する。	・発行部数	・1,000部	・800部	・10,000部					◎	今後とも、広く市民が男女共同参画について興味を持つ内容の掲載発行により、効果的に啓発に活用する。
3		職員(市職員、教職員、保育士等)への意識啓発	継続	①男女共同参画ニュースの発行	市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用に向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANを利用して男女共同参画に関する情報を提供する。	・発行回数	・年3回	・年3回	・年3回					◎	市職員に対し、男女共同参画意識を高める必要があることから、身近な話題を提供し、興味を持ってもらえる記事を掲載していく。
			継続	②男女共同参画表現ガイドラインの周知	刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内ランで市職員にも周知・徹底する。	・市職員向け周知回数	・年2回	・年2回	・年2回					◎	ポスター、チラシ、文章を作成する際に、男女共同参画の視点に配慮した表現となるよう、引き続き周知啓発を行う。
			継続	③人権研修、セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象に人権研修及びセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施する。	・実施回数	・各1回	・各1回	・各1回					◎	人権及び男女共同参画意識のさらなる醸成を図るため、引き続き研修を実施していく。
			継続	④人権教育研修会の実施	本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため、各学校の人権教育主任等の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、男女平等など人権を尊重する教育の考え方や方法を学ぶ研修会を実施する。	・開催回数 ・参加人数	・2回 ・計186人	・2回 ・計186人	・2回 ・計186人					◎	本市小・中学校教職員における、男女平等などの人権意識の一層の醸成を図るため、引き続き研修会を実施する。
			継続	⑤男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施	子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象に研修会を実施する。	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計									

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	目標・実績						特記事項							
						活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成 状況	課題と今後の対応				
4		男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	継続	①親学と子どもの情報誌「こどもるっく」の充実	子どもの健やかな成長のために、保護者を知ってほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。	・発行回数	・2回	・2回	・2回						◎	親学の更なる充実を図る必要があるため、家庭教育で大切にしたい内容(メインテーマ)を精選し、親学講座において共通して伝達するとともに、親学出前講座や人材かがやきセンター主催親学講座、親学と子どもの情報誌の充実を図る。また、平成26年度は、著名な専門家を講師とした講演会(親学スペシャル)を開催する。			
			継続	②親学出前講座の充実	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	・開催回数 ・参加者数	・110件 ・4,200人	・102件 ・4,167人 (H23実績)	・128件 ・5,992人							◎			
			継続	③ふれあいのある家庭づくり事業の実施	家庭における家族の絆づくりを推進するため、また、ふれあいのある家庭づくりの大切さを広く啓発するため、「家庭の日」の推進や「ふれあいのある家庭づくり」作品コンクール等を実施し、家庭や地域、学校、企業など社会一体となった、全市的な取り組みとなるよう市民の意識醸成を図る。	・「家庭の日」周知率	・100%	・80.2%	・71.8%								○	「家庭の日」の認知度に世代間格差があるため、効果的な周知の取組や、親子のきずなづくりのさらなる推進に向けたコンクール入賞作品の活用策を検討する必要がある。今後は、イベント広報紙の活用により、若年層への効果的な「家庭の日」周知啓発を行うほか、コンクールにおいて企業との連携を図るなど、市民総ぐるみでの事業推進を行う。	
5		男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	拡充	①小・中・高・大学生等への出前講座の実施	一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身につける時期からの継続的な教育が重要であることから、小学生～大学生に対し男女共同参画について学ぶ機会として出前講座を実施する。(小70校、中31校、高16校、大学5校)	・講座実施校数 ・講座内容を理解できた受講者の割合	・30校 ・80%以上 (5カ年)	・1校 ・—	・0校							未	若年層への啓発事業の実施については、諸学校との連携や実施内容について十分な調査・研究により計画的に実施していく。		
			継続	②小・中学生へのキャリア教育の実施	児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、家庭や学校など身近な人々の職業や生き方を理解させたり、地域で働く人の職場見学や体験等を実施したりする。その際、個性や能力、興味等を大切に考える考え方についても指導する。	・職場見学や体験等の実施校数	・93校	・93校	・93校								◎	本市小・中学生の、望ましい職業観を育み、一人一人の個性や能力等を大切にしようとする考え方を身に付けさせるため、キャリア教育を全小・中学校で実施していく。	
			新規	③専門分野における男女の活躍領域拡大促進講座の実施	さまざまな専門分野において、男女がともに活躍できる場や機会を広げるため、専門分野への興味や関心を高めるきっかけとなる講座を実施する。	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計													
			継続	④人権教育研修会の実施		I-1-3-④ 再掲													
			継続	⑤性教育サポート事業の実施	人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全校の中学3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回実施する。	・実施校数	・全中学25校	・全中学25校	・全中学25校									◎	親学の視点から保護者にも広く周知して参加を呼びかけ、親子で性について考えられるきっかけとさせたい。
			継続	⑥エイズ予防啓発普及活動の実施	エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	・実施回数 ・対象人数	・100回 ・10,000人	・69回 ・10,000人	・105回 ・10,023人									◎	幼児期から青年期までの発達段階に応じたエイズ及び性感染症の予防に関する正しい知識の普及啓発、出前講座の充実に向けて、学校や庁内関係各課と更に連携が必要である。エイズや性感染症の蔓延防止に向けた普及啓発活動を充実していく。
			継続	⑦性といのちの健康教育出前講座の実施	思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるために、小・中・高校生を対象とした保健師等による性といのちの出前講座(健康教育)を実施する。	・実施校数 ・参加人数	・35校 ・4,000人	・30校 ・3,800人	・43校 ・4,573人									◎	学校や教育委員会、関係課との連携強化が必要である。学校等と連携を図り、より効果的な手法・内容を検討しながら事業を展開していく。
6		男女共同参画の視点に立った地域教育の推進	新規	①生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施	各地域における生涯学習活動において、男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講演会の実施や、男女共同参画推進センターが講座プログラム等を提供する。	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計													
			継続	②男女共同参画推進講座等の実施		I-1-1-① 再掲													

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画社会の実現
 施策の方向3 男女がともに活躍できる分野の拡大

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	目標・実績									特記事項 課題と今後の対応	
						活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成 状況		
7	●	まちづくりに おける男女 共同参画の 推進	拡充	①防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進	防災活動や災害発生時において、男女双方の視点に配慮した避難所の運営や安全を確保するため、「宇都宮市地域防災計画」を見直すとともに、防災に関する出前講座等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	・出前講座等の開催回数 ・出前講座等の参加人数	・12回 ・840人	・5回 ・485人 ※22年度	・11回 ・875人						◎	引き続き、男女双方の視点から、防災意識の高揚を図る必要がある。 出前講座や広報紙などを通じて、周知を図っていく。
			継続	②活躍している女性の情報発信	女性が個性と能力を十分に発揮し、新しい発想や多様な能力を活かして、さまざまな分野へチャレンジする意欲の向上を図るため、身近なチャレンジ事例を広く紹介する。	・発行部数 ・配布部数	・1,000部 ・1,000部	・1,000部 ・1,000部	・5,000部 ・5,000部						◎	幅広い市民への周知啓発を図るため、今後とも、情報紙「ぱーとなーしっぷ」を効果的に活用した情報発信を行う。
			継続	③地域活動における男女共同参画の促進	地域活動・まちづくり活動を更に活性化するためには、男女が互いの個性や能力を十分に発揮し、協力し合いながら地域行事や地域課題の解決に取り組む必要があることから、男女双方の視点やニーズに配慮した地域活動等の重要性について広報紙等により啓発する。	・広報紙等による啓発回数	・2回	・0回	・0回						未	地域に向けた効果的な周知啓発が必要である。 地域やまちづくり組織に対し適切かつ効果的な内容を検討し、周知啓発を図る。
8		就労の場における男女共同参画の推進	継続	①女性のための再就職支援セミナー	出産、育児、介護等により就業を中断し、その後、再就職を希望する女性に必要なスキルや情報を習得する場を提供するため、セミナー等を実施する。	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計										
			継続	②女性向け就職情報の提供	女性が社会のさまざまな分野で能力を発揮し、活躍できるよう、就職情報を提供する。	・情報提供回数 ・就労者数	・12回 ・10人	・12回 ・-	・7回 ・-						△	就職情報を提供していることや相談会を行っていることの周知が必要である。 関係機関と連携しながら、さらなる周知を図り、情報提供の機会や相談会参加者を増やしていく。
			継続	③女性のための就職相談会	社会のあらゆる分野で女性が能力を発揮し、活躍できるよう、女性のさまざまなチャレンジを支援するために、就職を目指す女性のための就職相談会を実施する。	・相談件数 ・就労者数	・20件 ・10人	・12件 ・-	・11件 ・-						△	コンテストの開催期間を短縮化し、家庭を持つ女性起業家でも気軽に応募できるよう、時間的負担の軽減を図る。
			継続	④宇都宮ベンチャーズによる女性の起業支援	新規事業や企業の新事業への進出を促し、多様な分野の企業集積による本市経済の発展を図るため、起業家育成の効果的な支援体制として「宇都宮ベンチャーズ」を運営し、その実施事業の一つとして、女性起業家を含めた育成支援を行い、ビジネスプランコンテストへの参加を促す。	・コンテスト応募件数 ・うち女性の応募件数	・30件 ・15件	・15件 ・3件	・22件 ・9件						△	家庭内の役割分を明確にし、後継者や女性の就業・生活条件の改善がされるよう、関係機関と連携をはかり、協定の見直しも含め締結数を増やしていく。
			継続	⑤家族経営協定締結促進事業	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	・各戸訪問 ・協定件数	・30戸 ・406件	・30戸 ・351件	・19戸 ・380件						○	

施策の方向4 意思決定の場における男女共同参画の推進

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	目標・実績									特記事項				
						活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成 状況	課題と今後の対応				
9	●	意思決定の場への女性登用の促進	拡充	①審議会・委員会等への女性登用促進	審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、女性の登用促進のための仕組みの検討や、庁内関係各課に働きかけを行う。	・推進センターにおける公募委員募集情報の提供回数	・年12回	・年0回	・年9回							○	政策や方針決定をする場において、女性の意見を反映させるため、女性の登用が進んでいない原因等について現状を把握し、庁内関係課へ改善を求めていく。		
			新規	②企業や地域における管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	企業や地域における管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料(パンフレット等)を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。	・配布部数 ・民間企業で管理職等(係長相当職以上、役員含む)に1人以上女性を登用している事業所の割合 ・市管理職における女性職員の割合	・年6,000部 ・40.0%	・年0部 ・33.3% ・6.0% (H24.4.1現在)	・年0部 ・— ・6.8% (H25.4.1現在)							未	企業や地域に配慮した理解促進を進める必要がある。 対象者の理解を得ながら周知啓発を行なっていく。		
			拡充	③女性のためのリーダー養成講座の実施	男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、各分野で活躍する女性リーダーを養成するための講座を開催する。	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計													
10		男女共同参画推進団体等との連携による推進	新規	①団体登録制度の導入	男女共同参画推進センターを活動拠点とする団体が、互いにネットワークを深め、高めあうとともに、男女共同参画推進に向けた積極的な団体活動を支援するため、団体登録制度を新たに導入する。	・登録団体数	・30団体	・0団体	・0団体								未	25年度は26年4月1日～の団体登録制度の導入に向け準備期間とした。団体登録制度の拡充及び登録団体の活動の場の提供と団体相互の連携が可能となるよう26年度からの運用を開始する。	
			新規	②登録団体との連携事業の開催	男女共同参画推進団体として活動する団体の日頃の成果を発表する場として、イベントを開催し、広く市民に男女共同参画についての理解促進を図る。	イベントの参加者数	・1,000人	・800人	・600人									未	(参加者人数については、現在のイベント参加者数) 団体登録制度の導入により、新規団体との円滑な連携を図る。
			新規	③協働型啓発講座の実施	市民のニーズや興味・関心の高い講演テーマを設定し、より効果的に男女共同参画意識の醸成を図るため、男女共同参画推進団体との協働により、講座を企画・運営する。	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計													
			新規	④活躍する場や機会の提供	男女共同参画推進団体として活動する団体等に、講座の講師など、活躍の場や機会を提供し、団体活動を支援する。	・団体数 ・審議会等に参画した女性人数	・30団体 ・400人	・11団体 ・370人	・357人									○	団体の活動の場や機会を提供するにあたり、協働型講座等を活用し、事業を通して団体の支援を行っていく。

施策の方向5 仕事と生活が充実し好循環(ワーク・ライフ・バランス)を生み出す環境づくり

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	目標・実績								達成状況	特記事項 課題と今後の対応
						活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
11	●	企業における働きやすい職場環境づくりの推進	拡充	①WLB実践ガイドブックの配布	市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に有効な各種情報をまとめたガイドブックを事業所訪問等において配布する。	・配布部数	・2,400部	・2,000部	・2,370部					◎	より広く啓発を進める必要があるため、配付方法について従前の方法以外の手法を確保する。
			拡充	②企業啓発出張セミナーの実施	WLBに取り組む意義や効果を広く企業に周知し、その取組を促進するため、企業や団体からの要請に応じて出向き、企業経営者や総務・人事担当者等を対象にしたセミナーを実施する。	・開催回数 ・参加人数	・3回 ・計60人	・2回 ・計40人	・2回 ・計51人					◎	広く実施先を確保していくため、経済団体等との連携を強化する必要がある。
			継続	③WLB推進のための意見交換会の実施	本市におけるWLB推進施策を効果的に取り組むとともに、関係機関等との連携を図るため、市内事業所や市民への啓発手法についての意見交換や、WLBに関する情報交換などを行う会議を実施する。	・開催回数 ・新提案の事業への反映	・1回 ・2事業 (5か年で)	・1回 ・1回	・1回 ・0回					◎	WLBのさらなる推進を図るため、効果的な意見交換のテーマ設定について検討していく。
			継続	④男女共同参画推進事業者表彰(きり大賞)の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。	・表彰事業者数 ・表彰事業者のPR数	・2社 ・5回	・2社 ・5回	・4社 ・5回					◎	きり大賞受賞事業者の公表にあたり、応募事業者の取組について客観的に判断する必要があることから、判断の指標を作成する。
			継続	⑤労働環境啓発冊子の作成・配布	雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関する冊子を作成・配布し周知啓発を行う。 ア 事業所向け冊子「事業所便利帳」 イ 勤労者向け冊子「働くあなたのサポートガイド」	・「事業所便利帳」及び「働くあなたのサポートガイド」の配布部数	・各2,400冊	・各2,000冊	・各2,201冊					◎	市内中小事業所へ雇用・労働に関する各種制度や福利厚生制度の幅広い周知啓発が必要である。事業所訪問や送付など、多様な方法により、より効果的・効率的な周知を行っていく。
			継続	⑥「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証	企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」(認証事業の一つにWLBを設定)を認証する。	・CSRフォーラム開催回数 ・担当者研修会の開催回数	・1回 ・1回	・1回 ・1回	・1回 ・1回					◎	CSR活動の普及啓発のため、PRポスターを作成し、配布を行う。
12		勤労者等への意識啓発・理解の促進	新規	①勤労者向けWLB啓発セミナーの実施	勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施する。	I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計									
			継続	②結婚活動支援事業	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚活動支援事業を実施する。 ・結婚観の醸成につながる意識啓発事業(リーフレット) ・結婚活動に役立つ自己啓発事業(セミナー等) ・結婚活動を支援する情報提供	・リーフレット発行部数 ・セミナー実施回数	・5,000部 ・2回	・5,000部 ・2回	・5,000部 ・2回					◎	結婚を希望する独身男女が共に幸せな家庭を築くことができるよう、情報誌「ぱーとなーしゅぶ」を効果的に活用し、結婚観の醸成につながる情報を発信していく。

番号	重点 施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	目標・実績									達成 状況	特記事項 課題と今後の対応
						活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
13	●	仕事と子育ての両立支援	継続	①一時預かり事業(保育所型)の実施	家庭において保育を受けることが一時的(月64時間以内)に困難となった乳幼児を預かるため、保育所における一時預かり事業を実施する。	・実施園数	・13園 ※目標年度: 26年度	・9園	・12園						◎	「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた事業のあり方を検討するとともに、需給バランス等を考慮しながら、実施箇所数等を検討する必要がある。
			拡充	②保育所、認定こども園の整備促進	待機児童の解消と新たな保育制度を見据えた保育需要に対応するため、既存保育所の改築や公立保育所の民営化にあわせた定員増を促進するとともに、幼稚園における低年齢児からの受入を可能とするため、保育所機能を併せ持った認定こども園(幼保連携型)の設置を促進し、保育需要に応じた保育サービス量を拡大する。	・入所児童数(10月1日現在)	・8,920人	・7,979人	・8,318人						◎	「子ども・子育て支援新制度」移行にあたり、教育・保育の需給状況等に基づいた整備内容等を「子ども・子育て支援事業計画」により策定し、計画的に整備等を進めていく必要がある。
			継続	③延長保育事業の実施	保護者の就労形態が多様化しているなか、保育所の通常開所時間を超えて保育が必要となる乳幼児の処遇を確保するため、保育所における延長保育事業を実施する。	・実施園数	・全園 ※目標年度: 26年度	・74/75園	・77/78園						◎	「子ども・子育て支援新制度」の内容等を踏まえ、地域バランスに配慮し実施箇所数等を検討する必要がある。
			継続	④病児・病後児保育事業の実施	乳幼児が病気及び病気の回復期にあり、集団保育が困難となる乳幼児の処遇を確保するため、病児・病後児保育事業を実施する。	・実施施設数	・5園 ※目標年度: 26年度	・4園	・4園						○	「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた事業のあり方を検討するとともに、需給バランス等に考慮しながら、実施箇所数等を検討する必要がある。
			継続	⑤休日保育事業の実施	保護者の就労形態が多様化しているなか、日曜日・祝日等に保育が必要となる乳幼児の処遇を確保するため、保育所における休日保育事業を実施する。	・活動件数	・2園以上	・1園	・1園						△	「子ども・子育て支援新制度」の内容等を踏まえ事業実施方法等を検討する必要がある。
			継続	⑥ファミリーサポートセンター事業の実施	一時的又は臨時的に子どもを預けることで、仕事その他の活動と育児を両立できる環境整備や、児童の福祉の向上を図るため、協力会員(育児の援助を行うことを希望する者)と依頼会員(育児の援助を受けることを希望する者)が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	・活動件数	・14,500件	・8,760件 (H23実績)	・10,203件						○	依頼に対するサービス提供が確実に行われるよう、引き続き協力会員を確保するとともに、市民が安心して利用できるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。 今後は、協力会員の確保に向け、会員数の少ない地域への周知を行うほか、研修会の充実や事業周知に向けた取り組みを実施することにより、会員数や活動件数の増加を目指す。
			拡充	⑦宮っ子ステーション事業の充実	放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	・延べ地域活動者数	・37,438人	・14,716人 (H23実績)	・23,216人						◎	子どもの生きる力を育むため、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを推進し、全ての小学校区での早期実施を図る必要がある。そのため、今後、未実施校区に対して、学校区ごとの実情に応じた立上支援を強化していく。

14	●	仕事と介護の両立支援	継続	①介護保険事業の着実な実施	高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活が送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行う。	・介護保険の手引き作成部数	・13,000部/年 ※目標年度 平成26年度	・11,500部/年	・10,000部/年								○ 介護サービスの利用者やその家族が入手しやすく、より効果的なものとなるよう、わかりやすい情報の提供に取り組む必要がある。 介護保険の手引きのほか、介護保険料や介護認定に関する通知などを活用しながら、介護保険制度の仕組みや介護サービスの利用方法などを掲載したチラシを送付するなどにより、制度の周知・啓発に取り組む。
			新規	②仕事と介護の両立に向けた意識啓発講座等の実施	仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と介護の両立」をテーマに、その実現に向けた工夫や介護保険制度の周知等を行う講座等を実施する。		I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計										
15	●	男性の家庭参画の促進	継続	①ママパパ学級の実施	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師・栄養士などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	・実施回数 ・受講者数	・66回 ・3,320人	・66回 ・2,500人	・65回 ・2,575人								◎ 夫婦での参加を可能にするため、土日開催の日程を確保し、夫婦で協力して出産を迎え子育てできるようなプログラムを継続して提供する。
			継続	②男性の家庭参画促進講座等の実施	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親を対象に、父子で参加できる講座等の実施や広報・啓発活動を行う。		I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計										

番号	重点 施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	目標・実績						達成 状況	特記事項 課題と今後の対応	
						活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度			28年度
16	●	配偶者や恋人からの暴力対策の推進	継続	⑤関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進	庁内の関係部署で構成される「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、虐待等に係る関係部署との連携を強化する。	・庁内の関係部署と連携して対応した相談事案の件数	・330件 (30年度)	・294件						第2次配偶者からの暴力対策基本計画（平成26年度～平成30年度）において推進状況の管理
					関係機関等で構成される「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討や取組課題の解決を図るとともに、「虐待・DV対策連携会議」を開催するなど、虐待等に係る関係機関等との連携を強化する。	・関係機関等と連携して対応した相談事案の件数								
17		女性に対する暴力防止啓発	新規	①セクハラ防止啓発ポスターの発行	職場におけるセクハラを防止するため、啓発ポスターを新たに作成し、民間企業や市施設等に配布・貼付する。	・作成部数 ・配布箇所	・2,000枚 ・2,000箇所	・0枚 ・0箇所	・0枚 ・0箇所					未 未 各取組について効果的な手法を検討し、計画的に実施する。
			新規	②性暴力・セクハラ等防止啓発事業の実施	性暴力・セクハラ等の女性に対する暴力を防止するため、男女共同参画推進週間や月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発事業に取り組む。	・展示回数	・1回	・0回	・0回					

施策の方向7 性に対する理解促進と生涯を通じた男女の健康支援

番号	重点施策	施策	方向性	具体的な取組	事業概要	目標・実績								達成状況	特記事項 課題と今後の対応	
						活動指標	目標値 (29年度)	計画策定時 (24年度)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
18		性や健康についての学習・教育の推進	継続	①性教育サポート事業の実施											I-2-5-⑤ 再掲	
			継続	②エイズ予防啓発普及活動の実施												I-2-5-⑥ 再掲
			継続	③性といのちの健康教育出前講座の実施												I-2-5-⑦ 再掲
19	ライフステージや身体的特性に応じた健康支援	継続	①性差に応じた健康支援講座の実施	男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座を実施する。											I-1-1-①「男女共同参画推進講座の実施」において集計	
		継続	②がん検診の実施	健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、すべてのがんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	【受診率】 ・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・乳がん ・子宮がん ・前立腺がん	【受診率】 ・23.5% ・36.8% ・35.6% ・22.8% ・30.4% ・42.7%	【受診率】 ・18.2% ・30.8% ・28.7% ・20.2% ・20.8% ・32.5%	【受診率】 ・18.2% ・30.7% ・28.6% ・20.4% ・20.1% ・32.3%							○ 国が示すがん検診受診率の目標値である50%には達しておらず、一層の受診促進が必要である。検診の重要性について様々な機会を通じた周知啓発や、地区巡回健診及び託児付き検診の拡充など受診しやすい健診体制の整備を図っていく。	
		継続	③女性の健康力アップ事業の実施	ア:女性の健康週間イベント 女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。 イ:ピンクリボンキャンペーン 乳がんの正しい知識を普及啓発するとともに、自己触診と定期検診の大切さを理解してもらうことにより、乳がんの早期発見の促進を図るため、キャンペーンを実施する。	ア:女性の健康力 ・講演会の開催回数 ・参加人数 ・健康教室 ・参加人数 イ:ピンクリボンキャンペーン ・街頭キャンペーン回数 ・乳がん予防に関するアンケート ▽自己触診法の認知度 ▽自己触診法の実施率	・1回 ・100人 ・3回 ・70人 ・4回 ▽100% ▽50%	・1回 ・90人 ・2回 ・35人 ・4回 ▽83.7% ▽44.6%	・1回 ・66人 ・3回 ・93人 ・5回 ▽未調査 ▽46.2%						◎ 主な対象者である成人期女性の参加が少ないことから、子育て世代に配慮した親子参加型催事等事業内容を検討する。 これまでの参加者の反応や国の動向等から、成人期女性が興味・関心が高いテーマを選定し、事業に活かす。 ◎ 主な対象者である成人期女性に対し、より効果的にアプローチできるよう、事業内容、実施手法等を検討する必要がある。 また、市民が乳がんの自己触診、定期検診の必要性を理解し、行動に移せるよう引き続き支援していく。		
		継続	④妊婦健康診査の実施	安心して妊娠・出産に取り組めるようにするため、妊婦健診を実施し、妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	・受診券利用率	・85.0% ・82.5%	・84.5%								◎ 妊娠中の健康管理を適正にできるようにしていくため、利用率の向上を図る。 今後も妊娠届出時に定期的な受診を勧奨する。	
		継続	⑤不妊に悩む人への支援	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	・助成件数		・887件 ・1,068件									子どもを希望する多くの夫婦が助成を受けられるよう、制度の周知が必要である。 今後とも、広報紙や市ホームページでの案内を行うとともに、市施設や医療機関などにおいてリーフレットの配布をするなどして更なる周知に努める。
		継続	⑥ママパパ学級の実施													II-5-15-① 再掲